

平成29年(ラ)第782号

出版禁止等仮処分決定変更及び同仮処分命令申立一部却下決定に対する保全抗告事件

(原審:横浜地方裁判所平成28年(モ)第4061号)

基本事件:横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号

仮処分命令申立事件)

抗告人兼相手方(債権者) 部落解放同盟 外5名

抗告人兼相手方(債務者) 宮部龍彦

2017年7月11日

## 準備書面1

東京高等裁判所第15民事部 御中

抗告人代理人弁護士

河村 健



同

山本 志



同

指宿 昭



同

中井 雅



抗告人兼相手方ら(以下「債権者ら」という)は、以下のとおり主張を補充する。抗告人兼相手方宮部龍彦については、以下「債務者」という。

## 第1 本件ウェブサイト4についての債権者らの主張

債権者らは、抗告理由書において、ウェブサイトの内容の同一性を維持したままURL変更するのは容易に可能であること（理由書第2の1(2)）、「Wayback Machine」のアーカイブからの本件ウェブサイト4の内容の特定が可能であること（理由書第2の1(3)イ）、「<http://douwa.jusyopon.com/>」（本件ウェブサイト4）から現在インターネット上で閲覧可能ミラーサイトURLである「<http://xn--dkrxs6lh1g.com/wiki/>」の同和地区wikiのウェブサイトへとリダイレクト設定がされていることから両者の同一性が認められること（理由書第2の1(3)ウ）から、「<http://douwa.jusyopon.com/>」（本件ウェブサイト4）の内容は、特定されており、債権者らが原審で主張疎明してきたことからすれば、本件ウェブサイト4を債務者が管理運営していることは明らかである。

## 第2 IPアドレスの関係についての債権者らの主張

### 1 IPアドレスについて

IPアドレスとは、Internet Protocol Addressの略称であり、パソコンやスマートフォンなどに割り当てられた、インターネットに接続された機器を識別するための数字のことである。インターネット上の住所のような役割を果たすと言われている。

たとえば、電子掲示板（「2ちゃんねる」等）の投稿内容について名誉権侵害やプライバシー権侵害を理由に削除請求する場合、発信者情報を特定するために、当該投稿のIPアドレスを特定する必要がある。電子掲示板のドメイン情報を取得したとしても、電子掲示板の管理者が判明するだけで、投稿者の発信者情報は判明しないからである。

しかし、ドメイン情報からウェブサイトの管理者が判明すれば自ずと投稿者が明らかになる場合、管理者の責任が明らかになる場合等はIPアドレスを特定する必要がない。

## 2 本件について

### (1) ウェブサイト1、2、3、5との関係

本件では、ウェブサイト1、2、3、5のドメインを債務者が所有・管理していることは疎甲21～23及び債務者が自白していることから明らかである。

したがって、少なくともウェブサイト目録1、2、3、5との関係でIPアドレスは問題にならない。

### (2) ウェブサイト目録4との関係

#### ア 特定性について

「<http://douwa.jusyopon.com/>」（本件ウェブサイト4）の内容の特定性については、その発信者が問題となっていないことから、IPアドレスはおよそ問題になり得ない。

#### イ 本件ウェブサイト4ならびに現ミラーサイトの管理者について

「<http://douwa.jusyopon.com/>」（本件ウェブサイト4）ならびに現在インターネット上で閲覧可能ミラーサイトURLである「<http://xn--dkrxts6lh1g.com/wiki/>」の同和地区wikiの管理者を特定する上でもIPアドレスは問題にならない。

もっとも、whois等により特定される発信者情報（ドメイン所有者情報等）は問題になる。本件ウェブサイト4及び現ミラーサイトについてはwhoisガードがかかっているため、whoisから発信者情報を特定できない状態にある。

しかし、債権者らが、原審において主張疎明したさまざまな間接事実からすると債務者または同人が第三者を通して本件ウェブサイト4及び現ミラーサイト4において、別紙ウェブサイト目録記載の各記事を掲載していることは強く推認できる。

以上